

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 10 条第 1 項の規定にもとづき届出を行なった最終保障供給約款（平成 28 年 4 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、56（供給側接続設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力 A		
基本料金		
契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受け る場合	1,821.81	134.95
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受け る場合	2,022.99	149.85
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受け る場合	1,984.73	147.02
電力量料金		
1 キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受け る場合		
夏季料金	17.64	1.31
その他季料金	16.24	1.20
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受け る場合		
夏季料金	14.99	1.11
その他季料金	13.88	1.03
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受け る場合		
夏季料金	14.77	1.09
その他季料金	13.65	1.01

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,140.25	158.54
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,074.83	153.69
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,036.57	150.86
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	15.39	1.14
その他季料金	14.25	1.06
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	14.15	1.05
その他季料金	13.13	0.97
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	13.93	1.03
その他季料金	12.94	0.96

56 (供給側接続設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高圧で電気の供給を受ける場合 架空供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中供給側接続設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26,784.00	1,984.00
特別高圧で電気の供給を受ける場合 工 事 費		
架空供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加契約電力1キロワットにつき 標準電圧20,000ボルトで供給を受 ける場合	550.80	40.80
標準電圧60,000ボルトで供給を受 ける場合	172.80	12.80
地中供給側接続設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加契約電力1キロワットにつき 標準電圧20,000ボルトで供給を受 ける場合	637.20	47.20
標準電圧60,000ボルトで供給を受 ける場合	583.20	43.20
当社負担額 新増加契約電力1キロワットにつき	5,400.00	400.00

(2)別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.185	0.014
特別高圧で供給を受ける場合	0.179	0.013